

特別徴収の事務取扱いについて

1. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

特別徴収とは、各納税者の1年間に納めなければならない給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税額を毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに納入していただく制度です。そのために、

「給与の支払いをする際、所得税の源泉徴収をする義務のある」事業所を、地方税法及び豊橋市市税条例に基づき、「特別徴収義務者」として指定します。「特別徴収義務者」に指定されると、毎月定められた税額を給与から差し引いて納期限までに納入しなければなりません。

2. 特別徴収税額の決定通知書を受け取られたら

納税義務者用の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」は、納税義務者へ令和6年5月31日までに必ず交付してください。（交付の際は、個人情報の保護にご配慮くださいようお願いいたします。）

退職、転勤等の理由により本人へ交付できない場合は、このしおりに綴じ込みの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を記入し、一緒に至急ご返送ください。

3. 特別徴収税額に変更があった場合には

修正申告等により特別徴収税額が変更となった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の月割額により徴収してください。

（納入書は再発行されませんので、すでにお送りしている納入書の金額を修正して使用してください。）（5頁参照）

なお、納税義務者用の通知書は本人へ必ず交付してください。
（個人情報の保護にご配慮くださいようお願いいたします。）

4. 年の途中で納税義務者が引っ越したとき

年度の途中で他の市区町村へ転出しても、その年度分の市民税・県民税・森林環境税は豊橋市で課税されるので、引き続き徴収して納入してください。

5. 「給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書」について

この届出書は、2種類の様式が1種類に統一されているので、以下のとおり使い分けてください。（6頁の記入例参照）なお、届出書の様式につきましては、7頁を複写又は豊橋市のホームページよりダウンロードしてください。

①「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」記入例1～3

特別徴収対象となっている人（豊橋市からの「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載されている人）の中で、給与の支払いを受けなくなった人がいる場合に、受けなくなった翌月10日までに提出してください。特別徴収対象となっている人は、非課税でも提出が必要です。

〔注〕退職・転勤等の異動届出書の提出が遅れたり、提出されない場合は、特別徴収義務者と本市との台帳に相違ができるため、滞納として督促等の措置がとられます。また、退職した納税者が一度に多額の市民税・県民税・森林環境税を納めることになるので、遅れずに提出してください。

②「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」記入例4

あなたの事業所から豊橋市に令和7年度の給与支払報告書を特別徴収対象者として提出した人のうち、令和6年度は豊橋市への特別徴収対象にしていない人が、令和7年4月1日までに退職等により給与の支払いを受けなくなった場合に、令和7年4月15日までに提出してください。

異動届出書の記入について

- 「特別徴収義務者指定番号」「宛名番号」は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載された番号を記入してください。
- 「受給者番号」は、給与支払者が管理している任意の番号です。

●転勤などによる特別徴収継続について **記入例1**

「特別徴収義務者指定番号」は、これまで豊橋市から指定されたことがない場合は「新規」を丸で囲んでください。その場合は「納入書の要否」も記入してください。

●退職などによる一括徴収について **記入例2**

①令和6年6月1日から12月31日までの退職者については、本人の申し出により、未徴収税額を残りの給与または退職手当等から一括徴収して納めることができます。

②令和7年1月1日から4月30日までの退職者については、本人の申し出の有無にかかわらず、令和7年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。

ただし、①②どちらの場合も、給与または退職手当等の額が未徴収税額以下の場合や死亡による退職の場合には、普通徴収となります。

「徴収予定月日」には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記入してください。

- 個人事業主の方が、異動届を提出するときは、個人事業主の方のマイナンバーカード（写真付でない場合は、マイナンバーが確認できるものと、免許証などの写真付きの本人確認書類）の写しが必要です。

6. 月割額を滞納された場合は

月割額が納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納めていただくことになります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

また、督促状を発布した日から10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、納期限までに必ず納入してください。

7. 退職所得について

市民税・県民税・森林環境税は、前年中の所得に対し次年度に課税されます。しかし、退職所得については、退職手当等の支払者が退職者に退職手当等を支払う際に他の所得と分離して税額を計算し、支払額からその税金を差し引いて住所地（退職した日の属する年の1月1日現在における住所地）の市区町村に納入することになります。

納入は、同封の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書」の退職所得分欄及び裏面の「市民税・県民税納入申告書」に所定事項をご記入のうえ、給与分（納付額）とあわせて申告した税額を、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

①税額の計算方法

(1) 勤続年数が5年以下の法人役員等に支払われる退職手当等

$$(退職金 - 退職所得控除額) \times \text{税率}$$

(A)

(2) 勤続年数が5年以下の法人役員等以外に支払われる退職手当等

ア、(退職金 - 退職所得控除額) が 300万円以下の場合

$$(退職金 - 退職所得控除額) \times 1/2 \times \text{税率}$$

(A)

イ、(退職金 - 退職所得控除額) が 300万円を超える場合

$$[150\text{万円} + (\text{退職金} - 300\text{万円} - \text{退職所得控除額})] \times \text{税率}$$

(3) 上記以外の従業員、法人役員等に支払われる退職手当等

$$(退職金 - 退職所得控除額) \times 1/2 \times \text{税率}$$

(A)

(ア)(イ)の退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

(イ)税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

(ウ)税額に百円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員が対象となります。

○退職所得控除額は以下のとおりです。

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

②「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、退職の日以後1か月以内にすべての退職者に交付しなければなりません。

また、退職者が、法人（人格のない社団又は財団を含みます。）の取締役・監査役・理事・監事・清算人・その他の役員（相談役若しくは顧問も含みます。）であった場合には、退職者の住所地（退職した日の属する年の1月1日現在）の市区町村へ、退職の日以後1か月以内に提出しなければなりません。

③退職所得に対する市民税・県民税が課税されない人

退職手当等の支払いを受ける人が、次に掲げる場合は、退職所得に対する市民税・県民税は課税されません。

- (1)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない人

例えば、ある年の4月に国外の支店等から帰国した人が、その年中に退職手当等の支払いを受けても、分離課税に係る退職所得に対する市民税・県民税の納税義務はありません。

(3)退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

※なお、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。